

# 外国人労働者保険

社会保険だけで本当に大丈夫？

## 外国人雇用のリスクヘッジに 任意保険の加入が必要な理由

 CAMTECH GMS



# はじめに

技能実習生や特定技能においても、日本人労働者と同様に雇用する事業者が社会保険である健康保険、そして労働保険である労災保険や雇用保険の加入が義務付けられています。これは外国人労働者も日本人同様に健康に働き、生活してもらう目的があるからです。とはいえ、このような公的保険ではカバーできない病気や怪我に見舞われる可能性もゼロではありません。不測の事態に陥った際、十分な保証が受けられないということがないように、法務省の指針として事業者が任意の外国人労働者保険に加入することが推奨されています。

今回はこの外国人労働者保険について、なぜ加入することが必要なのか、どのような種類があるのかについて解説してまいります。

## なぜ外国人労働者保険の加入が求められているのか①

外国人労働者であっても日常生活の中で風邪をひいたり、虫歯を治したり、捻挫や打撲の治療を行ったりする際は、本人が健康保険による3割負担で対応します。また、業務上の大きな事故に遭遇した場合も、基本的に労災保険が適用されます。

しかし、異国の地で生活をすると、想定外の事象に遭遇するケースも決して珍しくありません。例えば保険申請をしても手元に届くまでにはタイムラグがありますし、特に入国後の1ヶ月間は監理団体の管理下で講習を受けているので、すべての社会保険が適用されません。その期間中に病気や治療を伴う怪我をしまえば、医療費は全額本人負担となります。また、不可抗力でも物損事故や他人に怪我をさせてしまえば、当然ながら健康保険や労災保険の対象外となり、状況によっては高額な賠償金が請求されることも考えられます。

しかし、講習期間中の収入ゼロを含む経済的に不安定な外国人労働者は支払い能力が低いケースがほとんどであり、以上のリスクに対しては雇用する事業者が全額負担することになります。こうした事態に遭遇した場合のセーフネットとして、「外国人労働者保険」があるのです。

## なぜ外国人労働者保険の加入が求められているのか②

### ◎こんな場合に外国人労働者保険が役に立ちます

- ・ 入国してすぐ、インフルエンザに罹患した
- ・ 講習中に転倒し、骨折してしまった
- ・ 休日に自転車で高齢者との接触事故を起こした
- ・ うっかりして他人の自動車に傷をつけてしまった etc.

病気や自身の怪我はともかく、程度の大きさにもよりますが、この数年で事故・事件に対する賠償金は高額化の傾向にあります。中には自転車事故の裁判で1億円の支払いが命じられたという判例もあるなど、想像を超える事態に陥りかねない可能性があることを認識する必要があります。仮に弁護士や社会保険労務士、行政書士が間に入ってフォローしたとしてもせいぜい示談や賠償金の減額交渉で止まり、事故や事件の結果を免除してくれることは絶対にあり得ません。そのためにも外国人労働保険の加入は、任意であっても加入するべきです。

## 外国人労働者保険を検討するにあたっての注意点①

外国人労働者保険はいくつもの保険会社を取り扱っている上、在留資格などによって商品も数多くあります。さらに商品名も様々ありますし、それぞれに特長があるのでいざ検討しようにも「何がいいのか、さっぱりわからない！」と混乱するかもしれません。

外国人労働者保険については、大きく分類して2つの判断基準があります。以下の条件を参考にした上で、どのような保険に加入するかを検討することをお勧めします。また、保険料の支払いについては一般的な損害保険同様、ケースによって不可とされることもあらかじめ認識しておきましょう。

# 外国人労働者保険を検討するにあたっての注意点②

## ◎外国人労働者保険の判断基準

- ・ 入国から帰国まで、講習期間を含むすべての期間で保証を受けたい（※）
- ・ 労災保険の適用外など、公的保険でカバーできない期間の100%保証を受けたい

※全期間での保証であれば、技能実習生から特定技能などの資格変更時も保険加入漏れなどのケアレスミスも防げます

## ◎外国人労働者保険料が支払われる場合とできないケース

### <支払われるケース>

- ・ 本人が日常生活で怪我をした際の治療費用
- ・ 本人が風邪などの病気にかかった場合の治療費用
- ・ 誤って他人へ怪我や物損事故を起こした際の個人賠償
- ・ 本人が危篤状態で家族を呼び寄せた際の費用

### <支払われないケース>

- ・ 妊娠や出産・流産およびそれらに起因する疾病
- ・ 喧嘩などの闘争行為による怪我や物損
- ・ 怪我以外での歯科疾病に関する治療費
- ・ 治療費用100%補償期間終了後の業務上や通勤途上での傷病

# 加入可能な外国人労働者保険

外国人労働者保険に加入する際は月々の負担額で判断するのではなく、大手損害保険会社を引受先とする正規の保険代理店を通じ、あらかじめ保証内容や対象と確認した上で検討することをお勧めします。現在、加入できる外国人労働者保険は、以下の2つとなります。

## ◎加入可能な外国人労働者保険

- ・外国人技能実習生総合保険
- ・特定技能外国人総合保険

[https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/index.html#section\\_3](https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/index.html#section_3)

公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が窓口・保険契約者となる技能実習生/特定技能外国人を被保険者となる総合保険で、別名「JITCO保険」と称されています。監理団体や実習実施者、受け入れ機関・登録機関が加入者となり、技能実習生や特定技能外国人の日本での病気や就業時間外の傷害事故をカバーする団体保険契約を結びます。

技能実習生から特定技能1号・2号に移行した際も保証がカバーされる上、保険料も割安という点が大きな特長です。

# まとめ

外国人労働者の雇用においては日本人同様、社会保険の適用によって健康的な日常を送ることで安定した就労が期待できます。さらに外国人労働者保険に加入することで外国人特有のリスクヘッジに対応し、雇用側の過剰な負担を回避することが可能です。こうした理由から外国人労働者保険については、社会保険同等の加入意識を持つことをお勧めします。

しかし、保険は万能ではなく、加入すればすべて安心というわけにもいきません。生活面において保険適用外のトラブルが発生する可能性もありますし、入国から就業までスムーズな対応も求められます。あらゆるケースを想定した上で、保険加入を含む様々な対応を準備していく必要があるでしょう。



# 最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

## 資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

## 海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

## セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

## 海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

## 海外人材Q & A

よくある質問に一问一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

## 海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材Q & A

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、  
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や  
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や  
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。

担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

# お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

